

令和元年 11 月 5 日

公正取引委員会
事務総局 経済取引局 企業結合課
企業結合ガイドライン案等担当 御中

一般社団法人全国銀行協会

「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の改定案および
「企業結合審査の手続に関する対応方針」の改定案に対する意見について

今般、標記改定案（令和元年 10 月 4 日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「『企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針』の改定案及び『企業結合審査の手続に関する対応方針』の改定案」に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の改定案全般	裁量的・介入的な運用となり、予見可能性を損なうことのないよう、裁量的な運用の防止措置を設けるか、運用の透明性を確保する措置を設けるべきである。
2	<p>「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の改定案 30頁</p> <p>2 単独行動による競争の実質的制限についての判断要素 (9)一定の取引分野の規模</p> <p>複数の事業者が事業活動を行うと、効率的な事業者であっても採算が取れないほど一定の取引分野の規模が十分に大きくなく、企業結合がなくても複数の事業者による競争を維持することが困難な場合には、当該複数の事業者が企業結合によって1社となったとしても、当該企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと通常考えられる。</p>	<p>「複数の事業者が事業活動を行うと、効率的な事業者であっても採算が取れないほど一定取引分野の規模が十分に大きくなく、企業結合がなくても複数の事業者による競争を維持することが困難な場合」への該当性の判断にあたっては、将来における採算も当然に考慮の対象となるとの理解でよいか。</p>